

表 2023年施政報告の主なポイント

政策	主な内容
（前書） 課題と好機	香港がより良い生活環境であるよう、活気にあふれた経済とともに、結束力があり思いやりのあるコミュニティを創造することを目指す。
「一国二制度」の 堅持と国家安全の維持	香港基本法第23条（香港政府が、中国の安全保障を脅かす行為や活動を禁止する内容の法律を制定することが定められている）に基づく立法制定を2024年までに完了する。
	サイバー攻撃に対処するため、エネルギー、通信、運輸、金融機関など重要インフラのサイバーセキュリティ強化に取り組み、2024年に立法会への法案提出を目指す。
	愛国心を育む教育を国の教育制度に取り組む。中華文化推進施設の建設や教員研修を強化する。
ガバナンスの向上	政府が主導する北部都会区計画や交椅洲人工島建設計画などの主要開発プロジェクトに必要な資金を調達するため、財務長官をヘッドとした「大型開発プロジェクト資金調達委員会」と「大型開発プロジェクト資金調達室」を設置する。
	広東・香港・マカオ大湾区（以下、GBA）におけるプロジェクトへの投資を目的とした広東省政府およびその他機関は共同投資ファンドを設立する。
	デジタル経済のさらなる発展に向けて、人口知能（AI）の活用、政府データを公開し、政府サービスのデジタル化を推進する。財政長官を委員長とする「デジタル経済発展委員会」による提言を来年（2024年）初めに発表予定とする。
	「デジタル政策室」を設置し、政府サービスのデジタル化と政府データの公開を促進する。
	引き続き公務員の管理強化を行い、業績に基づいた評価を行い地域社会への献身を公表する。政府機関に優秀な人材を確保する。また、公務員法の改正を行う。
	香港は、他のGBA都市とともに「GBA緊急対応・救助運営計画」を策定し、緊急対応が可能な枠組みを形成する（救急車による搬送サービス）。
成長のための 推進力の創出	政府が重点を置く8分野（金融、イノベーションと技術（以下、I&T）、文化・芸術、貿易、海運、航空、国際法・紛争解決、知的財産権取引）に重点を置いた香港域外企業誘致を行う。中国本土企業の誘致については、関連する中国政府の当局と措置を検討する。域外企業の誘致については、アジア太平洋地域を中心に事業を展開する企業誘致を照準を置いた法改正を2024年上半年期に行う。また、香港で登記する企業に勤務する外国人従業員は、本土の有効期間2年以上のマルチビザを申請できるようにする。
	香港上場企業の中で、香港域外に事業登記を行っている大企業（特にアジア太平洋地域に事業拠点を置く企業）に対して、香港への再登記を積極的に促す。
	「香港人材従事室」を2023年10月末までに設立し、誘致した人材の支援などを行う。同年11月からトップタレントパススキームの適用範囲を184大学に拡大する。「職業訓練局」が指定するプログラムを卒業した域外学生が卒業後求職のため1年間香港に滞在できる計画を策定する。資本投資者入居制度では株式、ファンド、債券など不動産を除く資産に3,000万HKドル以上投資する者は居留許可を申請できる。詳細は年内に発表予定。
	I&Tエコシステムの成長を加速させる。 ・「産業開発室」を設立し、新たな産業の促進、企業の開発支援、製造業分野におけるI&Tを活用した品質向上に向けた取り組みやスタートアップ支援を行う。 ・マイクロ・エレクトロニクスの開発研究の促進。大学、研究開発（R&D）センターや企業との連携を進め香港マイクロ・エレクトロニクスR&D研究所を設立し、第三世代半導体コア技術の開発とGBAの製造サプライチェーンや市場を活用する。専用インフラや施設を整備する。 ・AI開発の促進を目的として、サイバーポートにスーパーコンピューターセンターを設立する。 ・新産業の開発促進に向けた100億香港ドル規模のファンドを設立。AI、データサイエンス、先端製造や新エネルギー技術分野の企業に対する資金支援を提供。 ・金融および医療サービスのサービス提供を容易に行うためGBAでデータ共有を行う。 ・先端製造、素材、エネルギーと持続可能な開発に焦点を当てた研究開発を行う（3つ目となるInnoHK施設の設定）。
	グローバル経済・貿易ネットワークの拡大に向け、欧米市場との関係維持に加え、ASEAN、中東、アジア、アフリカ等の一帯一路市場の調査を行う。
	物流発展に関するアクションプランとして、GBAへの物流のゲートウェイとして洪水橋・厦村新開発区に物流圏を建設し、GBAで物流データの接続を促進する情報プラットフォームを構築し、商品と情報の流れを促進する。
	国際金融センターとしての地位を強化する。 ・株式市場の流動性を向上する。11月末までに税率改正法を行い、株取引にかかる印紙税率を0.1%に引き下げる。 ・オフショア人民元ビジネスの拡大を行う。 ・2024年第1四半期に、「深セン・香港金融協力委員会」を深セン当局と設立し、GBAとの連携の深化を図り、フィンテックやグリーンファイナンスに関する協力などを行う。
	国際法律・紛争解決サービス 中国本土企業が香港法を採用し、香港の紛争解決サービスを利用する措置を、前海・深センの試験自由貿易区からGBA内に拡大するよう努力する。また、国有企業が契約の仲裁法として香港法を採用し、紛争解決のため香港の紛争解決サービスの利用が優先となるよう努力する。最高人民法院と交流プラットフォームを設立。紛争解決等法制度の違いから生じる問題に対処するために、司法・法律問題に関する研究と実務作業を進める。
	北部都会区計画では、（1）金融や専門サービスの提供と物流ハブ、（2）I&T地域としての香港・深センイノベーション・テクノロジーパークとの相乗効果、（3）商工業地域として、高度な建設、グリーン環境産業、ヘルスクア、食品技術や物流などの産業、（4）レクリエーションと環境開発の4つの分野に分割してそれぞれを発展させる。
	新エネルギー輸送産業の促進 地元船舶や外航船舶にグリーンな海上燃料のバンカリングを提供する研究を実施する。持続可能な航空燃料の提供や、電気や水素をエネルギーとする公共機関の走行テストを継続する。
日常生活における 悩みや困難への対応	今後10年間で需要数308,000戸を超える410,000戸の公営住宅を設立する。一室を間切った極小住宅の問題解決するため、財政副長官をトップとしたタスクフォースを設置する。
	住宅用不動産の管理措置の調整 ・短期転売に対する印紙税の適用期間を3年から2年にする。 ・非香港永住者の住宅取得に対する「購入者印紙税」と非永住資格者または2件目以降の住宅購入に課す「印紙税増税」の税率を15%から7.5%に引き下げる。
調和と安定に向けた協働	両親の一方が香港永住資格を保有する場合、新生児1人につき20,000香港ドルの出産一時金を給付するが、3年間の時限措置とする。
	最初の子供が18歳になるまで、住居に対する家賃控除又は住宅ローン控除額を120,000香港ドルに引き上げ、公営住宅の割り当ても新生児がいる世帯を優先する。
	共働き家庭の世帯手当と子供手当を増額する。託児所の増設や就学前児童のための放課後ケアプログラムを拡大し、児童を預かる施設を増やす。
	高齢者のニーズに対応するため、分野横断的な政策やイニシアティブを策定する。広東省の住宅介護サービス制度の資格を緩和し、香港の民間施設が参加できるようにする。高齢者が、GBAで引退後の生活が可能となるよう支援を行う。また、民間企業による高齢者向け施設の開発や住宅介護サービスのバウチャー制度の拡大などを行う。
	高齢者及びリハビリテーションのためのI&Tファンドに10億ドルを提供し、高齢者や障害者の生活の質を向上し、介護者の負担を軽減する。また、高齢者が利用し易い建物設計を促進する。
	新薬や医療産業の開発促進に向けて「一次評価」手法を検討するため、「香港医療製品規制センター準備室」を設置し、医薬品、医療機器、医療技術に関する現行の規制・承認制度の再構築と規制強化のための検討を行う。
	2024年に、深セン・香港サイエンステクノロジーイノベーション協力区にGBA国際臨床試験研究所を設立し、医療研究所にワンストップ臨床試験支援を提供する。協力の枠組みについては、深セン市政府と協議を行う。
若者の成功	今後5年間で、デジタル医療記録「eHealth+」に全居住者の健康記録を保持し、GBA内で活用し、医療連携を行う。
	教育レベルの向上を図る目的で、高等教育機関における留学生の割合を全体の20%から40%に倍増する。
	一帯一路諸国の奨学生の実員を現行の50%増加し、海外に留学する香港人成績優秀者に対する奨学金制度を継続する。
	中国本土や海外の著名な機関と協力を強化し、北部都会区における高等教育を高める。 ITセクターを強化するため「香港情報技術研究所」を設立し、実地訓練などを強化、訓練参加者の手当を増加する。また、中国本土の関係当局と特定分野における資格の相互承認を強化する。